

茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

区域の区分	規制基準
第1号区域	85 デシベル以下 19～7 時禁止 1日 10 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止
第2号区域	85 デシベル以下 22～6 時禁止 1日 14 時間以内 連続 6 日以内 日曜日その他の休日の禁止

備考

- 1 第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
 - (1) 第1号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域及び用途指定のない区域
 - (2) 第2号区域都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域
- 2 第2号区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内は、第1号区域とする。